

# フランス革命期におけるメルヴィル Merville 市への 軍隊派遣について

佐藤真紀

キーワード：フランス革命，メルヴィル市，軍隊，穀物，中央集権

## はじめに

トクヴィルは、『アンジャン・レジームと革命』のなかで次のようにいっている。「中央集権化の動きが革命期においても止まなかったのは、中央集権化そのものがこの革命の始まりであり、その兆しであったからである<sup>1</sup>」。この言葉には、革命はそのはじめから中央集権化の動きそのものであったとする見方がみられる。また、以前に拙稿でも述べたように、遅塚忠躬氏は、制度的には地方分権が認められていた1791年体制においてさえ、その建前に逆行するかたちで、中央集権化の動きがすでにはじまっていたことを指摘している<sup>2</sup>。氏の著書『ロベスピエールとドリヴィエーフランス革命の世界史的位置一』においてはエタムプー揆というひとつの事件のなかで、中央からの圧力が、武力となってあらわる様子が描かれている。すなわち、立法議会の決議によって派遣された軍隊が、エタムプ市周辺の農村を臨検し、苛酷な弾圧を行ったことが司祭ドリヴィエによって語られているのである<sup>3</sup>。しかし他方で、このように軍隊がいつも忠実に、中央政府の方針を地方社会で実現させることに成功してきたわけではないことも、拙稿のダンケルク Dunkerque 市やワッテン Watten 市の例によってみたとおりである<sup>4</sup>。後者に類似する事件として、本稿においては同じフランドル地方でもさらに内陸寄りのメルヴィル市における騒動を、軍隊の派遣に焦点をあてて考察する。まず1において事件の初まりから正規軍が一時退却するまでの様子を検討して、次の2でその後の大規模な軍隊派遣とそれにまつわる諸問題を整理し、最後の3で社会的背景を可能な限り調査したうえで、まとめを行いたい。

## 1 事件のはじまり

1789年夏の危機においてメルヴィル市では、6月からブルジョワでも困るほどの大変な食糧難にみまわれたという<sup>5</sup>。この危機に対応するために同年7月27日には穀物の安値での販売が行われた。町の動揺は大きく、これを機に市民衛兵隊 *garde bourgeoise*（後の国民衛兵 *garde nationale*）および常設委員会が創設された<sup>6</sup>。メルヴィル市のこの衛兵隊と委員会は、その後の1789年8月29日に穀物の自由な流通に関する法令が公布された後にも穀物取引に積極的に干渉し、同年11月2日にはこのような干渉が騒動に発展している。ダンケルク市やワッテン市の例と同じくこのような実力行使の背景には民衆が抱く密輸出に対する強い警戒感が存在する<sup>7</sup>。



しかし町の外から軍隊を動員するほどの大きな暴動は、それよりさらに後の1790年12月に発生した。事件のはじめのころの様子は、メルヴィル市長ルデュー Le Dieu による日誌（1790年12月15日作成）<sup>8</sup>によく記されているので、長文になるがまずこれを、詳しくみてゆきたい。

「…… [1790年12月] 6日に、海軍用の麦をのせた船が止められたという知らせをきいた。船は正規軍とアルマンティエール Armentières 市の国民衛兵によって護送されていた。運搬契約書 lettre de voiture, 搬出許可証 acquit à cution, アラス Arras 市で交付された保証証書 cautionnement, リール・ディストリクトによる証明書 certificat と旅券が、携行されていた。リール Lille・ディストリクト行政庁はアルマンティエール市からの護衛がメルヴィル市の国民衛兵とかわって引き揚げることを要請していた。

[このように] 護衛が入れ替わることで、民衆の気持ちは動揺した。不穏な状態であるという知らせをうけたので [メルヴィル] 市当局は、同日に [メルヴィル市の] 国民衛兵に対して、船に分遣隊をだすように要請して、正規軍によって行われていた護衛の数を増加させた。

7日の朝から民衆は群れをつくって船の近くまで来て、船上の国民衛兵に罵声を浴びせた。その声があまりにも激しかったので衛兵たちは自分らの持ち場を去らざるを得ないほどで、このため彼ら [衛兵] は、船が止められて繋がることを強く要求した。

市当局は、流血沙汰を避けるため、略奪を容認せざるを得なかったのだが、正規軍分遣隊の衛兵に、その略奪に対する監視と護衛を行わせた。また市当局は、起きたことすべての調書を作成した。その調書は [ノール] 県 [行政庁] 諸氏のもとへ送られた。

8日、9日、10日は民衆の動揺ぶりはいつも大変なものだった。昼も夜も絶えず女達が私の家に来て、ダンケルク市やサン・トメール St. Omer 市やエール Aire 市で起きた事件の真似をして、麦が完全に荷降ろしされることを要求した。そのことを条件とするならば、略奪を行わないと女たちはいった。

9日夜9時頃には、分遣隊の指揮官が来て、船上の警備兵が脅威にさらされていることを知らせて、それから私に対して、警備兵が攻撃されたならば、武力を武力で押し戻すようにという旨の要請を出してほしいといった。

私はその三日間を、[民衆を] 説得することに費した。麦の取引の自由に関する法令を実施し続けることで得られる利益のことを教えたり、それらを厳密に守るという主旨で彼ら [民衆] が行った誓いについてのことを教えたり、彼らの不品行によってひきおこされる障害について教えたり、暴動が引き起こされた場合に女性がさらされる危険について教えたり、今年は豊作であるから麦は安くなるであろうと断言して、彼らを安心させようとしたり、さしあたりの説得を続けた。人々は一度は満足して出て行ったのであるが、その後すぐに考え直して、群れになって再び私の家にやってきた。結局私は、[メルヴィル] 市当局が [ノール] 県に知らせを送ったと、またこのため、県の決定を待つ必要があるのだというにとどめざるを得なかったが、人々はそのように待つと私に約束してくれた。

しかし10日の午後には、女たちは群がって太鼓を先頭に掲げて街路を歩きまわった。これと同時にその様子を将校が私に知らせにきて、太鼓を叩いている男女を逮捕するための要請

を出してほしいといった。ところが分遣隊の方は待っておられず、並んで歩いていた女のうちひとり逮捕して、牢獄に連れていった。午後3時頃のことである。

4時頃に司令官が来て、広場で再び人々の群れができつつあり、その数はすでになかなかのものになっていることを告げた。私はすぐに市庁舎の方へ駆けつけて、群衆の間を歩きまわりながら彼らの不満を聞くために、6人の代表を出すようにいった。

この6人の代表たちは、全ての民衆が、あの〔逮捕された〕女性が釈放されることを強く願っていると。私は彼らに、彼女は通りで許可もなく叩れていた太鼓について行ったがゆえにとがめを受けていることを考えさせようとしたが無駄だった。私は町の公吏に女性を連れて来るようにいった。

広場の人だかりは減るどころではなく、増え続けた。……」

以上のようにここまでのくだりでは、不穏な状態から暴動が始まるまでの様子が詳しく記録されている。民衆が市長の家にやってきて、抗議をする場面は、伝統的な代執行の行動様式を踏襲しているものと考えてよいであろう。このような行動は、1792年のダンケルク市の例にも<sup>9</sup>みられるが、メルヴィル市の場合異なるのは、さらに何回も訪問が行われていることと、市長の説得もかなり念入りなことである。綿密なやりとりが可能となることからして、メルヴィル市の民衆と市長との間には何らかの信頼関係があったのではないかと推測できる。その反面で民衆による略奪については流血沙汰を避けるために容認せざるを得なかったと、一言述べられているだけである。穀物の自由な流通の原則に違反したことについて、ダンケルク市長やワッテン市当局のように、自らの立場を弁解する文章はみられない<sup>10</sup>。ましてやエタムブ一揆における市長シモノーのように、法の遵守のために命をかけて民衆と対決するような態度は全くないといえるであろう<sup>11</sup>。他方でジョルジュ・ルフェーヴルの研究によれば、1790年初めに行われた選挙によって選ばれたメルヴィル市長は司祭であったという。メルヴィル以外の近隣でも司祭の市長が数人選出されていたようであるが、これらの司祭たちは総じて、貧しい住民たちからの支持を受けていたという。ただしメルヴィル市長は、民衆といくらか親密であったとはいえ、以前拙稿でみたブルゴーニュ地方イッシー・レヴェク村の司祭カリオンのように<sup>12</sup>、自ら穀物の停止事件に参加するほどの過激派ではない。従ってル・デューは穏健派の市長であったと考えるべきであろう。

そしてこの後の日誌は市長が、連れてこられた女性を叱責したうえで、家に返したということになっている。翌日11日にアーズブルック Hazebrouck・ディストリクトからの派遣委員が到着し、これまでの報告が行われた。そして民衆は、発送証明書に書かれているよりも多くの麦が、船に積まれていると主張しているのだという市当局の忠告に従って、ディストリクトの委員が民衆のうち目立った数人を連れてこさせて、以下のことに同意させた。すなわち、麦の計量を行わせて、規定量以上であれば倉庫に入れることにし、規定どおりであれば通過させるというものである。この提案に民衆は賛成したが、それも一時だけであったという。そして文章は以下のように続く。

「派遣委員がまだいるうちに、女達が再び私のところに来た。女達は麦が通過することには同意しない、我慢できないといった。私は、彼女たちがついさっきそのことについて約束

をしたばかりであること、そして諸氏〔委員〕が調書を作成して、書記に預けたので、彼女たちの一人がそれを見にゆくこともできることを指摘した。

同じ日に分遣隊の将校がきて、日夜見張りをしている兵士たちがひどく疲れていることから、船が出発して護衛が必要になった場合には兵力の増強が必要なので、その将校は前日すでに一通の手紙を書いておいたが、市当局も要請を行うべきであるといった。それは実行された。

12日、私は一隻の船を麦が積まれている船の方へ動かすようにいった。計量をはじめのためである。セルビュ Serbut 氏が、操縦させていたのが、彼は、民衆が船をそのままそれより遠くへ行かせるのであれば、壊して粉々にしてやるかといっているかといってきた。

民衆はこの日一日中動揺していた。分遣隊は〔民衆から〕罵声を浴びて、他方で何人かのブルジョワはその船が出発する必要があるとして、分遣隊に苦情を言っているという知らせをうけた。同じ日の夕方一人の女が、国民衛兵の分遣隊であると偽る7、8人の武装した男たちを伴って、やって来た。彼女は、麦が倉庫に保管されることを人々が望んでいると、また、ディストリクトの派遣委員は彼らの意志を誤解しているという意見を伝えた。

夕方9時に、その自称分遣隊が、護衛をする兵士たちの詰所の入口に石や棒で攻撃をしかけているという知らせを受けた。〔それまでに〕護衛兵たちが二人の住民を追いかけて、サーベルあるいは銃剣で一回ずつ二人各自に切りつけていたのだった。

私はすぐに司令官に護衛兵を退去させて、分遣隊全員が宿营地にとどまるようにさせることを勧めた。この将校は即座に彼ら全員が帰ったことを知らせてから、彼の指揮下にある分遣隊は6日から日夜見張りをして疲れているのであると言い、また、次のようなことを告げた。しかも民衆が宿营地を攻撃するといっているのだから、再び徹夜しなければならない上に、人員は30人しかいない。従って、兵力増強をしていただくか、メルヴィル市を出るかのいずれかを定める時であると。

その夜一晩中私は、これまで起きたことを知ることで、忙しかった。攻撃がないようにと願ったがそうしてしかるべき状態であった。私は一晩の間に二回使いを出して、私がそのように願っていることを分遣隊に伝えた。」

以上のようないきさつで、12日に負傷者が発生したのであるが、このことに市長は衝撃を受けたようである。市長は司令官に退却を要求して、その後も正規軍が住民を攻撃しないことを懇願しているのである。これに対する正規軍の方は、くり返し兵士たちの疲労を訴えている。流血を恐れる市当局と、自らの能力の限界を訴える軍隊とが、どのようにその場を凌いだかということは、日誌の続きに記されている。

13日にメルヴィル市当局は、国民衛兵の将校を議会に招いて対策を協議した。その内容は以下のとおりである。

「市当局は……8日間続いたわが町での混乱を解消することがいかに火急の問題であるかということを指摘した。また市当局は、住民たちが暴力に走らないようにさせることに対して大きな不安を抱えており、それ故に、安全も治安もこの町に取り戻すことができないのであれば、我々は市当局全員の辞表を千回でも出したいのであるということ述べた。

将校諸氏は、平穏と秩序を取り戻すためには、分遣隊を退去させる命令しか、術はないと断言した。……

市当局は命令を出して、[正規軍]分遣隊に出て行くようにすすめた。それはすぐ実行された。国民衛兵の将校たちは兵たちが新たな攻撃を受けないようにするために分遣隊をとり囲んで町の外まで導いてゆかなければならなかった。

同じ日の午後市当局の委員による立ち会いのもとで、麦の計量がはじまった。14日ついに麦は、倉庫に入れられることになった。結果として船には1ラジエールにも満たない麦が積まれた。運搬契約書には、そのようには書かれていなかった。

これらの作業は静かに行われた。それは国民衛兵が騒ぎを起こしそうな人物を追い払うように配慮をしてくれたおかげだった。しかし衛兵はこれだけの激務を続けられるほど恵まれた境遇ではなかったのだ。しかも全体の8分の7を占める兵たちは、家族を養うためにあるはずの各日の日当を無駄にしなければならなかった。」

このようにして麦の計量が行われたものの、その結果とはかかわりなくほとんどが押収されてしまったようだ。しかしむしろ注目すべきであるのは、正規軍の退却が決定されて、すぐに実施されていることであろう。このような事実が起こりうるのは、重要とされていることがやはり、法令の遵守ではなく、平穏と秩序の回復であるからなのである。そして正規軍が去った後に、実務を引き継いだのは地元の国民衛兵であった。しかしその軍務は末尾の文をみてわかるように、つらい労役として捉えられており、その功績を讃えるような言葉は何も見当たらない。ル・デューはもはや、市長としての立場からではなく、一兵卒とはほぼ同じ視点から、この文章を書いているようである。

他方でこの時市当局が正規軍に下した退却命令の内容は、次のようなものである。

「私たち市庁吏員たちは、メルヴィルの混乱、分遣隊の滞在によって引き起こされた混乱にかんがみて、すぐにこの隊がベルグ Bergues 市に帰ることを要求する。

新しい命令が下るまでそこ [ベルグ市] にとどまるように」<sup>13</sup>。

この命令のなかにみられる混乱という語は、12月6日からはじまった暴動を意味しているのではない。というのも、分遣隊が暴動を起こしたのではないことは、これまでの記述から明らかであるからだ。正規軍が引き起こした混乱といえば、やはり先ほどの住民への傷害事件であろう。町の平穏を乱すこの事件は、メルヴィル市当局にとって、法令に違反する以上の一大事であったようだ。

## 2 軍隊の大量派遣

ドゥエ Douai 市にあるノール県行政庁では、メルヴィル市当局からの知らせを受けて、大量の兵力を派遣する準備がはじまった。1790年12月15日付けのノール県行政庁からリール市駐留軍司令官モンロジエ Montrosier への手紙では、メルヴィル市の状況が説明されたあとで次のように述べられている。

「……従って私たちはあなたの指揮下にある500人の兵を、できるだけ早く、メルヴィル市に向かう命令を出して下さるようお願いしなければなりません。また私たちはアーズブルック市に対しても国民衛兵200人を送ってもらうように要請を出しています。メルヴィル市庁吏員には、軍隊の宿と食糧を確保するために必要な措置をとるようになっているところです。彼らはその費用を負担しなくてはなりません dont ils doivent supporter la dépense. ……民衆を秩序ある状態にたちもどらせるためには、軍隊の存在 présence だけで充分であると私たちは思いたいものです。彼らの過ちは、多くの場合、悪者たちのなせる業でしかありません」<sup>14</sup>。

県庁はかなりの兵力をもってメルヴィル市の事件に臨むつもりであったようだ。しかし最後の部分のみてわかるように、武力を行使することが第一の目的ではない。軍隊はその存在だけで、つまりそこにいるだけで充分であるべきなのだ。なお軍隊の出動要請についてノール県庁は、全てを最終的にダンケルク市にいる北部総司令官ドゥ・ボワステル de Boistel に報告しているが、その報告の最後も「この連合軍が、悪者がさらに秩序を乱すことを妨げるに充分であることを祈っています」という言葉でむすばれている<sup>15</sup>。大量の軍隊の存在で反乱分子を威圧することが重要なのであった。

その他にここでみておくべきことは、軍隊の宿営費用についてである。この費用を誰が負担するのかということは、事件が一段落した後で問題になる。先にみたモンロジエに対する依頼の文章では、メルヴィル市当局が「負担しなくてはならない」となっているが、これはノール県庁が同じ日に作成した同じ件についての、別の二つの文章とはいい回しが少しずつ異なっているので以下で注意をしておきたい。

まず、1790年12月15日にアーズブルック市当局に対しても、200人の国民衛兵をメルヴィル市に送るように依頼をしている。この書簡においては、宿営費用については次のような言い方である。

「彼ら [メルヴィル市当局] はその費用を負担しなければならないでしょう dont elle [municipalité de Merville] devra supporter la dépense」<sup>16</sup>。

「しなければならない」ではなく「しなければならないでしょう」という推測的な表現が加えられているのである。表現が弱められた理由はおそらく、派遣先の行政組織が宿営費用を負担するという判断が、メルヴィル市と同じ市町村レヴェルの行政機関であるアーズブルック市当局にどう受け止められるかを気にしたことなのではないかと思われる。

次に、1790年12月15日付けのメルヴィル市庁吏員へあてられた書簡をみると、文章の意味は、特に2の最初でみたモンロジエ氏に対するものとは、明らかに違うのである。文章のなかでまず、700人の兵をメルヴィル市に派遣することが告げられたあとで、以下のように述べられている。

「……従いまして、二つの軍隊 [正規軍とアーズブルック市国民衛兵] の宿と食糧を確保してくださるようお願いいたします。あなたがたの町がその費用を暫定的に負担することになるで

しょう dont votre commune supportera provisoirement la dépense」<sup>17</sup>。

この「暫定的に provisoirement」という単語は、おそらく、メルヴィル市当局からの抗議を想定し、それを避けようとして付け加えられた副詞なのであろう。しかし県が、最初からメルヴィル市当局に費用を負担させるつもりでいたのではないかということは、その前にみた二つの書簡から推察することができるのである。

他方で依頼を受けた正規軍、アーズブルック市国民衛兵、メルヴィル市当局の三者の側でも、さまざまな問題が存在した。

まず正規軍に関してはダンケルク市にいるドゥ・ボワステルが、1790年12月16日にドゥエ市のノール県行政庁にあてた書簡において、要請に応じて500人の兵がメルヴィル市に向かうことを告げ、分遣隊将校の慎重さと判断力を請け合ったうえで、次のようにいっている。

「リール市の駐留軍はとても弱くて、このような人員の減少に耐えられませんので、分遣隊を増強するときは、ベルグ市から進軍させなければいけません」<sup>18</sup>。

つまり兵士の質に問題があったのである。この問題は、リール市にいるモンロジエが、1790年12月16日にドゥエ市にあるノール県行政庁へ送った書簡でも、指摘されている。その手紙において、モンロジエは、リール市駐留軍の状況からして、その中から500人を抜いても、さらに要塞として機能するだけの能力はないと判断している。

またこのモンロジエによる文書においては、メルヴィル市までの交通も問題となっている。すなわち、リス Rys 川沿いの街道は歩行不可能で、バイユー Bailleul 市からメルヴィルまでの交通は寸断されているという。従ってモンロジエは、兵士たちを船に乗せて水路で移動しなければならないので、メルヴィル市に到着するまでには時間がかかることをあらかじめ断っている<sup>19</sup>。リス川沿いの街道が歩行不可能であったのは、この時期が雨季であったためである。ジョルジュ・ルフェーヴルによれば、リス平野は冬になれば、広い沼でしかなくなり、標石を目印にしながら長い杖を頼りに歩きまわらなければならなかったという<sup>20</sup>。このような場所を何百もの兵士が移動することはありえないことであった。

そしてさらに二日後の1790年12月18日付けの手紙でモンロジエは、ドゥエ市にあるノール県行政庁に対して、翌日の12月19日にリール市から380人の兵が船に乗り、メルヴィル市に向かうことを伝えている。残りの120人の兵は、ドゥ・ボワステルの措置に従って、[ベルグ市から]アーズブルック市経由でメルヴィル市へ向かうことも述べられており、先のやりとりのとおりリール市駐留の兵力を削がないための工夫がされたことを確認できる<sup>21</sup>。

次にアーズブルック市の国民衛兵についての問題である。1790年12月19日付けのアーズブルック市長および市庁吏員からノール県行政庁への書簡では次のようなことが述べられている。

「今月15日にいただいた要請に従って200人の国民衛兵が今日、パンティエーヴル連隊 [歩兵第78連隊] の120人の分遣隊と一緒に、メルヴィルへ向けて出発しました。私たちの衛兵の懇願を全面的に受け入れられなかったことは、つらいところです。彼らはサーベル、

それと特に弾薬入れを要求していました。雨季であることを考慮しますと、上述のもの〔弾薬入れ〕が不足しているがゆえに、彼らは自分たちの弾薬を捨てなければならなくなるでしょう。そのため私たちはエール Aire 市やベルグ市に駐留する〔正規軍〕司令官に、これをいただくための使節を送らなくてはなりませんでした。エール市の司令官は100個貸してくれました。ベルグ市の方は倉庫にひとつもないと知らせてきました。このようなことから、全ての国民衛兵のための軍需品および弾薬がただちに供給されるべきであることをご配慮いただけますようお願いする次第です<sup>22</sup>。

アーズブルック市の国民衛兵の場合には、軍需物資が不足していたのである。軍隊派遣のそもそもの目的が民衆を威圧するだけのことであったから、本当にメルヴィル市に存在するだけで事が足りるのであれば、それでよいといえなくもない。しかしもし実際の戦闘になったときには、この国民衛兵は軍隊としての機能をなし得なくなってしまうのである。国境地帯であるフランドルにおいて、外国との戦争が始まる一年以上前に、このような状態がみられることから、フランスの国力不足はかなり深刻であったことがうかがわれるのである。

そして最後にメルヴィル市当局の問題をみしてみる。1790年12月17日ノール県行政庁への書簡において市長ル・デューは、同年12月15日付けの県からの、700の兵が到着するという手紙を受け取ったことを述べてから次のようにいっている。

「軍隊が到着するという知らせをきいた民衆は、ふるえあがっています。私は彼らの存在だけが、あらゆる企みを阻止するのであること、そして船は新たな混乱なく荷を積まれて、出発するであろうことを疑いません。……〔ただし〕これほど小さな町でこれほど大勢の兵を泊めることは、物資が少ないので難しいのです。しかし彼らを満足させるように、できるだけのことはしましょう<sup>23</sup>。

以上のようにメルヴィル市当局は、大量の軍隊の存在で民衆を圧倒するということでは楽観的な見通しをもっていたが、宿営の問題では、既に当初から当惑の様子をみせていたのである。もともと船の停止事件が起こったこと自体からこの地域の食糧が豊富でないことがうかがわれるのである。その上さらに何百もの兵士を養うとなれば、それは当然相当の困難が予想されたであろう。

しかしこのような困難がありながらも、軍隊の本来の任務は達成された。1790年12月21日付けのメルヴィル市長および市庁吏員からノール県行政庁へあてられた書簡においては、止められていた船が、20日に護衛に付き添われて無事出発したことが告げられている。ただしその際に一人の住民が混乱を引き起こそうとしたとして逮捕されたことも述べられている。そして船は、同じ20日の夕方にはサン・ヴナン St. Venant 市に到着したとされている。メルヴィル市当局はサン・ヴナン市の国民衛兵および当地に駐留する正規軍とによる護衛を要請した<sup>24</sup>。だがノール県行政庁からパドカレ県行政庁執行部へあてられた1791年1月4日付けの書簡をみると、サン・ヴナン市の国民衛兵が軍務を拒否したことがわかる。ノール県行政庁は、この任務は本来は拒否してはならないものであったことを兵士たちに思い起こさせる必要があったと主張して、パドカレ県行政庁に抗議しているのである<sup>25</sup>。日常からの都市

相互の関係を考えなければいけないとしても、やはりこの拒否は、法令の遵守という問題が、メルヴィル市周辺地域において、いかに現実とかけ離れていたかということを示しているように思われる。つまり、法令の実施は、あまりに労多くして意味のないものと考えられていたのではないだろうか。

他方で1790年12月26日に、メルヴィル市長および市庁吏員たちがドゥ・ボワステルへあてた書簡からは、今度はメルヴィル市において、当初から懸念されていた費用負担の問題が深刻化していたことをうかがい知ることができる。

「……私たちの小さな町には400世帯しかありません。そのうちの半数以上においては、宿泊は不可能です。従って700人を泊めることはとても難しいのです。県行政庁は、人々を威圧するために、また流血を防ぐために、周辺地域においてすばらしい手本となるだけの人数を派遣する術を知らないのだと私 [たち] は思います。700ではなくて、あなたが予想したとおり、120人のパンティエーヴル連隊とアーズブルック市の国民衛兵が、荷を再積載して船を出発させるために充分以上であったのです。

国民衛兵は有給ではありません。8分の7は一日も無駄にすることなく仕事で生活費を稼がなければなりません。たびたび通過する麦を積んだ舟を護衛させるため彼らを雇う余裕はないでしょう。……」<sup>26</sup>

後でみるようにルフェーヴルの研究によれば、メルヴィル市は農業経営総数が共和暦2年に1387とされているので、上の世帯数400というのは過小表現であろう。おそらくは、軍隊宿営の負担がいかに大きいかということを示すために、このような表現が使われたのであろう。そして兵力を700人と見積もったノール県行政庁の了見のなさが嘆かれているのであるがその語調から、メルヴィル市当局が、宿営が続いてかなり苛立った様子であることがわかる。正規軍の宿営がづらいのであれば、国民衛兵はどうであるかという点、経済的な問題がこれよりさらに深刻なのである。

混乱がおさまりつつある時期になっても、議論が行われているのは、自由な穀物流通を命じた法令に違反したことについてではなく、宿営費用についてである。結果としては、1791年3月3日にノール県行政庁が、メルヴィル市当局に費用の支払いを命じる判定 *décision* を出すことになった<sup>27</sup>。メルヴィル市当局は抗議したが、この訴えは受け入れられなかった<sup>28</sup>。

また、よそからやって来た兵士たちが、派遣先の町でどのような様子であったかということみると、以下の如くである。1791年12月20日にメルヴィル市の臨時議会において作成された、アーズブルック市の国民衛兵に対する服務についての証明書の内容は次のようなものである。

「私たちメルヴィル市庁吏員は、アーズブルックの国民衛兵の分遣隊が私たちの町において見せてくれた規律と秩序、熱意と勇気、滞在中のすばらしい振る舞いに満足しており、彼らが行った奔走に対する感謝の気持ちで一杯である。その時驚きながら経験した数多くの困惑と、私たちが友誼をもって人情の味を感じさせてあげたことに見合うものを彼らが示してくれなかったこと以外は何も遺憾に思うことはない。しかしかれらがこの町に来たのは海軍

用の穀物を積んだ船の荷の再積載と出発を助けるためであり、それは今日すばらしい護衛と共に目的地に出発したのであるから、前述の分遣隊がアーズブルック市に帰ることに、そしてそのために午後二時に出発することについて何も不都合も存在しない [のでこれを命ずる]<sup>29</sup>。

このような証明書は本来、兵士の誠実な勤務を証明するはずのものなのであるが、この文書においては感謝が述べられているのは、最初の一文だけである。あとの部分は、兵士たちとメルヴィル市民との関係いかに多くの問題を含むものであったかということ、知らしめている。18世紀の後半においては、たとえばダンケルク市でもみられたように、兵士と民衆との間に交流が生まれつつあったということが、論じられることもある<sup>30</sup>。だが、軍隊の駐屯地でもないこのメルヴィル市においては、そのような兆候はみられなかったようである。というより、むしろ逆に兵士を排除しようとする傾向が強くなり、そのことが上にあげた証明書の末尾にあらわれている。この一節から一刻も早く兵士たちをメルヴィル市から出したいという気持ちが読みとれるのである。このような傾向は、1でみたメルヴィル市当局が最初に退却を命じた際の文書の内容とも共通するものであろう。

### 3 社会的背景

それでは、大勢の兵士に驚きの色をみせたメルヴィル市の社会は、一体どのようなものだったのだろうか。この問題を考えるために以下では、再びルフェーヴルの研究にしたがって、メルヴィル市の社会的背景を可能な限り検討してみたい。まずこのメルヴィル市については、共和暦2年と共和暦12年について土地所有・農業経営ともにデータがそろっているの、これを見てみることにしたい。

ルフェーヴルの研究をもとにして、わが国の諸研究でよく指摘されたものとして、フランドル型とエノー・カンブレジ型という類型がある。この場合のフランドル型の対象となるのは、フランドル沿岸地方のデータである。メルヴィル市は、フランドル沿岸地方とエノー・カンブレ地方との間にあるフランドル内陸地方に位置するので、いわゆるフランドル型の範疇には入らない。そして従来の2類型については表3および表4をみるとわかるように、フランドル型は10—40ヘクタールの土地を所有あるいは経営する、中農・富農層が多く、エノー・カンブレジ型は5ヘクタール以下の土地を所有・経営するぼう大な貧農が、少数の大借地農と対立する傾向にある。表1および表2を表3および表4と比べて見ると、メルヴィル市において、土地所有・農業経営ともに5ヘクタール以下の人口がとても多いことと、中小農民の分布状況とに注目すれば、エノー・カンブレ地方の方に似た傾向がみられるといえるだろう。しかし、100ヘクタール以上の大経営は存在しないので、この点はフランドル沿岸地方の傾向と共通している。結果としてメルヴィル市は、ぼう大な貧農群は存在するものの、これに対立するはずの大借地農は不在である折衷型<sup>せっちゆう</sup>ということになる。これは柴田三千雄氏が指摘した中南部型や、遅塚氏が指摘したアミアン型のような中間型とも異なるものである<sup>31</sup>。そして次に注目すべきなのは、表1と表2における時間による変化である。共和暦12年において、表2は共和暦2年とほぼ同じであるが、これに対して表1の土地所有者数の方はまず総数が大きく増加しており、しかも特に1—5ヘクタール規模の所有者が目立って増

表1. メルヴィル市 土地所有 規模別世帯数 (%)

土地所有者総数		0-1	1-5	5-10	10-40	40-100	100-200hect.
共和暦2年	544	63(341)	33(178)	3(16)	1,5(8)	0,2(1)	0
共和暦12年	707	57(402)	40(281)	2(15)	1(8)	1(1)	0

出典：Lefebvre, G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, Lille, 1924, Paris, 1972, p.927. ( ) の中は実数。

表2. メルヴィル市 農業経営 規模別世帯数 (%)

経営総数		0-1	1-5	5-10	10-40	40-100	100-200hect.
共和暦2年	1387	68(947)	20(282)	7(97)	4(61)	0	0
共和暦12年	1378	68(931)	23(314)	6(80)	4(53)	0	0

出典：Lefebvre, G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, Lille, 1924, Paris, 1972, p.940. ( ) の中は実数。

表3. 農民の土地所有 規模別世帯数 (%)

	0	0-1 ha	1-5 ha	5-10ha	10-40ha	40-100ha
フランドル沿岸地方 (9か村)	75	40	37	12.5	10	0.5
エノー・カンブレジ地 方(55か村)	15-20	73.5	22.5	3	1	0.03

\* 0 は総戸数に対する比

出典：服部春彦「フランスにおける土地変革の基本性格」桑原武夫編『ブルジョワ革命の比較研究』所収，筑摩書房，1964年，320ページ。柴田三千雄『フランス絶対王政論』，御茶の水書房，1960年，222ページ。Lefebvre G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, Lille, 1924, Paris, 1972, pp. 45, 933.

表4. 規模別の農業経営数 (%)

	0	0-1ha	1-5ha	5-10ha	10-40ha	40-100ha	100ha 以上
沿岸フランドル地方 (5か村)	33	33	29	13	21	4	0
エノー・カンブレジ地 方気(30か村)	10	70	22	3	4	1	0.2

\* 0 は総戸数に対する比

出典：服部春彦「フランスにおける土地変革の基本性格」桑原武夫編『ブルジョワ革命の比較研究』所収，筑摩書房，1964年，320ページ。遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエーフランス革命の世界史的位位置』，東京大学出版会，1986年，170ページ。柴田三千雄『フランス絶対王政論』，御茶の水書房，1960年，222ページ。Lefebvre G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, Lille, 1924, Paris, 1972, pp. 45, 952.

えている。ルフェーヴルによれば、リス平野では革命期に農民の土地所有面積がめざましく拡大したという<sup>32</sup>。そのような農民の努力のあとがここにあらわれているとあってよいだろう。

貧困についてみてみれば、1790年に、メルヴィル市において屋外で生活する世帯は37存在したと報告されている。<sup>33</sup>また、都市東南の森の周辺に、貧しい人々が住む小さな住居が多数存在していたという<sup>34</sup>。18世紀のフランドル地方では、あまり豊かではない内陸部において、新農法地帯である沿岸部を食糧供給地としながら、工業が発展したといわれるが<sup>35</sup>、リス川流域の諸都市の場合は、食卓用布類の製造が盛んであった<sup>36</sup>。メルヴィル市においては食卓用布類を製造するいくつかのマニュファクチュールが、共和暦10年（1801-1802年）まで稼働していたという<sup>37</sup>。どのぐらいの規模であるかは不明であるが、貧しい人々が集まる要因としてこのようなものも考えられるであろう。ただしルフェーヴルによれば農村の労働者は農民としての性格を保ち続けており、境遇の改善を考えるならその方法は土地であったという<sup>38</sup>。従ってこのような人々も国有財産の売却などにも高い関心を持ち続けていたであろうことを推測することができる。

1790年末の食糧暴動後のメルヴィル市政については、恐怖政治期である1793年9月14日に司祭ジャケ Jacquez がアーズブルック市の監視委員会のメンバーを招いて、活動を依頼し、メルヴィル市の社会に恐ろしい混乱をひきおこしたことが知られている。しかし10月初めに国民公会からの派遣議員イブレ Isoré が介入して、アーズブルック市の監視委員会を肅正し、その後この司祭ジャケを逮捕させた。このようなことから恐怖政治期の動乱はメルヴィル市においてはかなり大きかったと考えられる。共和暦II年ブリュヴィオーズ [1794年1月] にアーズブルック市からメルヴィル市まで移送された囚人のうち、メルヴィル出身者は98人であり、近隣の他の都市より多い。その他は、出身地別にみると、エステール Estaires 市が4人、カセル Cassel 市が3人、ラゴルグ La Gorgue 市1人、シュテンヴォルド Steenvoorde 市5人、その他3人である。ただし多くの場合は拘置のみで終わり処刑が行われる例は少なかったようだ。なおメルヴィル市では、非キリスト教化運動もさかんで、そのあおりを受けて逮捕された司祭たちもいたようである<sup>39</sup>。

共和暦3年のテルミドールの事件以後、アーズブルック・ディストリクト内での反動は激しかった。メルヴィル市ではまず民衆協会が自らの権限で総評議会を肅正し、この総評議会にまた監視委員会を肅正させた。教会を再建する動きもはじまったという<sup>40</sup>。

テルミドールの反動後の農業危機のなかで、食糧問題は深刻さが増すばかりであったようだ。例えば共和暦3年フリメール4日（1794年11月24日）にメルヴィル市当局が、食糧の浪費を防ぐため豚の飼育を、富裕農民のみに制限したことが知られている<sup>41</sup>。家畜の飼料まで食糧の対象としなければならなかったようである。また、派遣議員メルラン Merlin とドゥラマル Delamarre によって定められた共和暦3年メシドール7日（1795年6月25日）の決定による落ち穂拾いの規制においては、アーズブルック・ディストリクトのなかで、メルヴィル市とオシュトゼル Ochtezele 村のみが騎兵を要求し、他の都市は地元の国民衛兵で警備をすませた<sup>42</sup>。共同慣行に頼って生きる住民の執着ゆえに落ち穂拾いを止めさせることが困難であったのだろう。他方でこれは近隣諸都市と同様なのであるが、メルヴィル市は共和暦4年ヴァンデミエール3日（1795年9月25日）に外国からの穀物買い付けについて許可を

あたえられている<sup>43</sup>。ただし近隣地区での穀物調達においては、メルヴィル市はしばしば、他の諸都市といさかいを起こしていたようである<sup>44</sup>。以上のようなことから、メルヴィル市の食糧事情はかなり、厳しかったであろうことが推察できる。

1790年の事件に類似した騒動が起きていることも、その後の史料から確認することができる。すなわち、共和暦7年ニヴォーズ28日（1799年1月18日）のメルヴィル市当局の討議録によれば、女達の群れが、河川航行の妨げになるとして使用禁止となっていた水車を再稼働させようとしたことがきっかけで、暴動が発生したという。討議録では、メルヴィル市の国民衛兵に動員が命じられたことになっているが<sup>45</sup>、それでも混乱はおさまらなかったようである。というのも、共和暦7年ブリュヴィオーズ21日にノール県行政庁がメルヴィル市当局に対してけん責を行っているのである。その文書のなかでノール県行政庁は、メルヴィル市当局が、女達の企てに対して有効な方策をひとつもとっておらず、国民衛兵に対してそうした状況でなすべきことを少しも教えていないといっているのである<sup>46</sup>。おそらく、民衆に正面から抗うようなことはせず、情勢を見守っていたのであろう。このように暴動への対処方法は、政治的動乱と経済的混乱を経た後でもあまり変化しなかったようである。

### おわりに

1790年のメルヴィル市における食糧暴動のはじまりは、自然発生的なものだった。そして麦の通過をどのようにも見過ごせない民衆たちと、彼らを説得しようとする市長との掛け合いがつかぬなかで、疲弊した正規軍による住民負傷事件が発生した。市長は、正規軍を退却させることと麦の荷降ろしを認めることで、事態の悪化を回避させた。

その後の大量の軍隊派遣によりひとまず穀物の流通は回復したということになるが、その過程においてはこれまでみたように、さまざまな問題が存在した。まず、大量に派遣された軍隊の目的は法令に違反する者たちへの武力行使ではなく、彼らを威嚇することでしかなかった。そして、県行政庁の要請を受けた側からみれば、正規軍については、兵力の質に不安が感じられたため、当初から予定されていたリール市からのみではなく、リール市とベルグ市二か所の駐屯地からの派兵に変更された。さらにリール市からの軍隊派遣においては、雨季による交通上の問題が伴った。次にアーズブルック市の国民衛兵については、軍需物資の不足が深刻であった。そして最後に、兵士たちを迎えるメルヴィル市当局は、兵士の宿営について当初から難色を示していたのであるが、最終的にはその費用をすべて負担せざるを得なかった。またメルヴィル市当局関係者の意識には、よそから来た兵士を排除したいという欲求が、常に潜在していたようである。以上のような、さまざまな要因により、穀物の自由な流通の維持はおぼつかないものであった。その結果として、中央政府の原則を遵守させる強制力はこの時期のメルヴィル市において、不安定なものであったということになる。

他方で社会的背景にまで視野を広げて検討してみると、メルヴィル市においては貧困者層が住民の相当数を占め、食糧はいつも不足しており、恐怖政治期にはかなりの政治的・経済的混乱を経験したことが明らかになった。しかし食糧暴動へのメルヴィル市当局の対処方法については、あまり変化がみられず、情勢を静観する態度が維持されていたようである。従ってメルヴィル市においては、中央政府の圧力が強かった恐怖政治を経た後も、地方都市としての自律性は失われず、その社会は、分権的な性格を保ち続けたといえるであろう。

## 註

- (1) Tocqueville, A. de, *L'Ancien Régime et la Révolution*, 4e édition, Paris, 1858, 1988, p.154.
- (2) 遅塚忠躬「1987年度大会共通論題報告 フランス革命の世界史的位置—遅塚忠躬著『ロベスピエールとドリヴィエをめぐる一』『西洋史研究』新輯第17号, 1988年, 200ページ。
- (3) 遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ—フランス革命の世界史的位置—』東京大学出版会, 1986年, 109-110, 141-144ページ。
- (4) 拙稿「1792年初頭のダンケルク市食糧暴動にみる地方ブルジョワジーの権力」『史学雑誌』第107編第7号, 1998年7月, 42-65ページ。拙稿「フランス革命初期ワッテン Watten 市における食糧騒擾について」『人文科学論集<人間情報学科編>』第39号, 2005年, 121-135ページ。
- (5) Lefebvre, G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, Lille, 1924, Paris, 1972, p.349.
- (6) *Ibid.*, p.360.
- (7) *Ibid.*, p.371.
- (8) Journal tenu par M. Le Dieu maire à l'occasion du bateau arrêté par le peuple à Merville, Arch. dép. Nord L 1387, subsistances, émeutes, à Dunkerque, Hasnon, Hazebrouck, Holque, Houplines, Lille, Merville, Sin-le-Noble, Warhem, Watten (1790-an7).
- (9) 前掲拙稿「ダンケルク」47ページ。
- (10) 前掲拙稿「ダンケルク」54-56ページ, 前掲拙稿「ワッテン」123ページ。
- (11) 遅塚前掲書, 89ページ。
- (12) 拙稿「フランス革命期の「赤い司祭」—ジャン-フランソワ・カリオンの場合」『史学雑誌』第103編第10号, 1994年10月, 38-40ページ。
- (13) Réquisition par écrit de la municipalité de Merville, Merville, le 13 X<sup>bre</sup>, 1790. Arch. dép. Nord L 1387.
- (14) Projet de lettre du département de Nord M. de Montrosier, Douay le 15 X<sup>bre</sup>1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (15) Projet de lettre du département de Nord à M. de Boistel, Douay le 15 X<sup>bre</sup>1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (16) Projet de lettre du département de Nord à la municipalité de Hazebrouck, Douay le 15 X<sup>bre</sup> 1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (17) Projet de lettre du département de Nord aux officiers municipaux de Merville, Douay le 15 X<sup>bre</sup>1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (18) Lettre de De Boistel au département de Nord, Dunkerque le 16 X<sup>bre</sup> 1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (19) Lettre de De Montrosier au département de Nord, Lille le 16 X<sup>bre</sup> 1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (20) Lefebvre, *op.cit.*, pp.237-242.
- (21) Lettre de De Montrosier au département de Nord, Lille le 18 X<sup>bre</sup> 1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (22) Lettre de la municipalité de Hazebrouck au département de Nord, Hazebrouck le 19 X<sup>bre</sup> 1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (23) Lettre de Le Dieu maire de Merville au département de Nord, Merville, le 17 X<sup>bre</sup> 1790, Arch.

- dép. Nord L 1387.
- (24) Lettre de la municipalité de Merville au département de Nord, Merville, le 21X<sup>bre</sup>1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (25) Projet de Lettre du département de Nord à MM. les administrateurs composans le directoire du département du Pas de Calais, Douay le 4 janvier 1791, Arch. dép. Nord L 1387.
- (26) Lettre de la municipalité de Merville à M. de Boistel, Merville le 26 X<sup>bre</sup>1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (27) Projet de décision à mettre au bas de la lettre des officiers municipaux de Merville, Douay le 3 mars 1791, Arch. dép. Nord L 1387.
- (28) Rapport sur l'opposition faite par MM. les officiers municipaux de Merville, à la décision rendue par le directoire du département de Nord, le 3 mars dernier, Arch. dép. Nord L 1387.
- (29) Copie de certificat qui a été donné par les officiers municipaux de Merville au détachement de la garde nationale de Hazebrouck, Merville le 20 décembre 1790, Arch. dép. Nord L 1387.
- (30) 拙稿「ダンケルク」53ページ。
- (31) 遅塚前掲書, 171ページ。柴田三千雄『フランス絶対王政論』御茶の水書房, 1960年, 222ページ。
- (32) Lefebvre., *op.cit.*, p.539.
- (33) *Ibid.*, p.297.
- (34) *Ibid.*, p.58.
- (35) 斎藤修『プロト工業化の時代—西欧と日本の比較史—』日本評論社, 1985年, 81-84ページ。
- (36) Lefebvre., *op.cit.*, p.285.
- (37) *Ibid.*, pp.734-735.
- (38) *Ibid.*, p.292.
- (39) *Ibid.*, pp.818-819.
- (40) *Ibid.*, p.821.
- (41) *Ibid.*, p.703.
- (42) *Ibid.*, pp.669-670.
- (43) *Ibid.*, p.664.
- (44) *Ibid.*, pp.675-676.
- (45) Extrait du registre aux délibérations de la commune de Merville, le 28 nivôse au septième de la République, Arch. dép. Nord L 1387.
- (46) Projet de lettre à l'administration municipale de la commune de Merville, Douay le 21 pluviôse an 7<sup>e</sup>, Arch. dép. Nord L 1387.